

制 度 名	大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置の創設			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>新たな大都市圏政策を推進するため、国際競争力の強化に資する業務・商業等の都市機能の集積を促す下記の税制特例の創設</p> <p>① <u>大都市圏戦略基本法（仮称）に位置付けられる戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に係る特定の事業用資産の買換特例</u> 対象：業務・商業等機能の用に供する土地・建物 内容：譲渡益の一部（80%）</p> <p>② <u>工業団地造成事業敷地に係る特定の事業用資産の買換特例</u> 対象：工業等機能の用に供する土地・建物 内容：譲渡益の一部（80%）</p> <table border="1" data-bbox="347 779 1490 969"> <tr> <td data-bbox="347 779 683 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="683 779 1490 969"> ① ▲643 百万円 （一百万円） ② ▲一 百万円 （一百万円） </td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	① ▲643 百万円 （一百万円） ② ▲一 百万円 （一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	① ▲643 百万円 （一百万円） ② ▲一 百万円 （一百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>これまでの大都市圏政策は、高度経済成長期に既成市街地への人口・産業の過度な集中を抑制する観点から市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は、国際競争力の強化に資する都市機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ、大きく方向転換を図ることが必要である。そのため、今後の大都市圏政策の推進にあたっては、新たな政策区域に地域の個性を生かした都市機能の効率的な集積を促進し大都市圏の国際競争力の強化に資するとともに、大都市圏全体の秩序ある発展を目指すものである。</p> <p>①：<u>戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に係る特定の事業用資産の買換特例</u></p> <p>戦略区域内において、我が国の国際競争力強化に資することを目的に、戦略市街地及び戦略核都市のうち緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）へ業務・商業等の効率的な集積を図るため税制上のインセンティブを事業者を提供し、戦略市街地及び戦略核都市の発展を図るとともに、大都市圏全体で国際競争力の強化を支える都市圏構造の再編に寄与することを目的とする。</p> <p>②：<u>工業団地造成事業敷地に係る特定の事業用資産の買換特例</u></p> <p>都市計画事業として位置づけられた工業団地造成事業に工業等の機能を適正に集積するための税制上のインセンティブを事業者を提供し、工業団地へ工業等の機能が高度に集積した効率的な都市圏構造の再編に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新たな大都市圏政策の推進にあたっては、戦略市街地や戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）等に、国際競争力の強化に資する業務・商業等の都市機能の集積を図り、効率のよい都市構造を目指すものである。そのため本施策は、事業者が税制上のインセンティブを与えることで都市機能の集積・移転を促進し、国の成長を牽引するエンジンとなる大都市圏としての発展を図る観点から非常に重要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 : 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 : 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）における業務・商業等機能の集積度合いが、戦略区域全体よりも安定的に上回ることを目標とする。 具体的には、経済センサスー基礎調査により算出された事業所数及び従業者数の伸び率について、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）が位置する市域等における伸び率を当該区域を除く戦略区域の市域等における伸び率で除した数値が、1を安定的に上回ることを目標とするものである。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	該当なし
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	【適用件数見込み】 ① : 17件 ② : 一件 大都市圏は、高度経済成長期より市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は効率的な都市構造の再編のため、都市機能を戦略市街地及び戦略核都市へ集積することが不可欠であり、本特例により民間事業者に移転の際のインセンティブを提供することで、大都市圏における過年度の企業立地動向等から勘案して相当程度の適用件数が見込まれる。また、新産業の立地を促進する工業団地は14カ所223haの未処分用地を抱えており、地方公共団体が工業団地へ企業を誘致する際、本特例が事業者の新規投資意欲を促進する重要なインセンティブとるため、本特例による支援は非常に有効である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	激化する国際都市間の競争に勝ち抜くべく、本特例措置は、民間事業者に対し、各政策区域へ都市機能に移転する際の税制上のインセンティブを提供することで大都市圏の国際競争力の強化を図るものであり、本特例の措置により、各政策区域への集積に向け早期の達成が可能となる。
		相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 各圏域に広がった国際競争力の強化に資する機能を、移転・集積させるための税制特例は本特例のみである。 (法人税についても同様の買換特例措置を要望)

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>該当なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>該当なし</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例は、戦略核都市等のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に限定し、事業用資産の買い換えを対象として機能の集積を図るものであり、買い換えを行う民間事業者に直接に届く税制上のインセンティブを与え、企業の新規投資意欲の促進に寄与するものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>該当なし</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>該当なし</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>該当なし</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>該当なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>該当なし</p>

制 度 名	大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置の創設					
税 目	法人税					
要 望 の 内 容	<p>新たな大都市圏政策を推進するため、国際競争力の強化に資する業務・商業等の都市機能の集積を促す下記の税制特例の創設</p> <p>③ <u>大都市圏戦略基本法（仮称）に位置付けられる戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に係る特定の事業用資産の買換特例</u> 対象：業務・商業等機能の用に供する土地・建物 内容：譲渡益の一部（80%）</p> <p>④ <u>工業団地造成事業敷地に係る特定の事業用資産の買換特例</u> 対象：工業等機能の用に供する土地・建物 内容：譲渡益の一部（80%）</p> <table border="1" data-bbox="347 779 1490 969"> <tr> <td data-bbox="347 779 683 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="683 779 1490 835">① ▲1,739 百万円 （一百万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="683 835 1490 969">② ▲ 703 百万円 （一百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	① ▲1,739 百万円 （一百万円）		② ▲ 703 百万円 （一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	① ▲1,739 百万円 （一百万円）					
	② ▲ 703 百万円 （一百万円）					
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>これまでの大都市圏政策は、高度経済成長期に既成市街地への人口・産業の過度な集中を抑制する観点から市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は、国際競争力の強化に資する都市機能の効率的集積及び人口減少・少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化へ向けた都市構造の再編へ、大きく方向転換を図ることが必要である。そのため、今後の大都市圏政策の推進にあたっては、新たな政策区域に地域の個性を生かした都市機能の効率的な集積を促進し大都市圏の国際競争力の強化に資するとともに、大都市圏全体の秩序ある発展を目指すものである。</p> <p>①：<u>戦略市街地及び戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に係る特定の事業用資産の買換特例</u></p> <p>戦略区域内において、我が国の国際競争力強化に資することを目的に、戦略市街地及び戦略核都市のうち緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）へ業務・商業等の効率的な集積を図るため税制上のインセンティブを事業者を提供し、戦略市街地及び戦略核都市の発展を図るとともに、大都市圏全体で国際競争力の強化を支える都市圏構造の再編に寄与することを目的とする。</p> <p>②：<u>工業団地造成事業敷地に係る特定の事業用資産の買換特例</u></p> <p>都市計画事業として位置づけられた工業団地造成事業に工業等の機能を適正に集積するための税制上のインセンティブを事業者を提供し、工業団地へ工業等の機能が高度に集積した効率的な都市圏構造の再編に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新たな大都市圏政策の推進にあたっては、戦略市街地や戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）等に、国際競争力の強化に資する業務・商業等の都市機能の集積を図り、効率のよい都市構造を目指すものである。そのため本施策は、事業者が税制上のインセンティブを与えることで都市機能の集積・移転を促進し、国の成長を牽引するエンジンとなる大都市圏としての発展を図る観点から非常に重要である。</p>					

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 : 都市再生・地域再生等の推進 施策目標26 : 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	戦略核都市のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）における業務・商業等機能の集積度合いが、戦略区域全体よりも安定的に上回ることを目標とする。 具体的には、経済センサスー基礎調査により算出された事業所数及び従業者数の伸び率について、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）が位置する市域等における伸び率を当該区域を除く戦略区域の市域等における伸び率で除した数値が、1を安定的に上回ることを目標とするものである。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	該当なし
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	【適用件数見込み】 ① : 23件 ② : 5件 大都市圏は、高度経済成長期より市街地及び都市圏を拡大してきたが、今後は効率的な都市構造の再編のため、都市機能を戦略市街地及び戦略核都市へ集積することが不可欠であり、本特例により民間事業者に移転の際のインセンティブを提供することで、大都市圏における過年度の企業立地動向等から勘案して相当程度の適用件数が見込まれる。また、新産業の立地を促進する工業団地は14カ所223haの未処分用地を抱えており、地方公共団体が工業団地へ企業を誘致する際、本特例が事業者の新規投資意欲を促進する重要なインセンティブとるため、本特例による支援は非常に有効である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	激化する国際都市間の競争に勝ち抜くべく、本特例措置は、民間事業者に対し、各政策区域へ都市機能に移転する際の税制上のインセンティブを提供することで大都市圏の国際競争力の強化を図るものであり、本特例の措置により、各政策区域への集積に向け早期の達成が可能となる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	各圏域に広がった国際競争力の強化に資する機能を、移転・集積させるための税制特例は本特例のみである。 (所得税についても同様の買換特例措置を要望)
	相 当 性		

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>該当なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>該当なし</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例は、戦略核都市等のうち、緊急かつ重点的に都市機能を集積・高度化すべき区域（都市再生緊急整備地域等）に限定し、事業用資産の買い換えを対象として機能の集積を図るものであり、買い換えを行う民間事業者に直接に届く税制上のインセンティブを与え、企業の新規投資意欲の促進に寄与するものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>該当なし</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>該当なし</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>該当なし</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>該当なし</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>該当なし</p>